

## 《平成27年度第2回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成27年11月18日(水) 18:30～19:15
- 2 場 所 帯広市役所 10階 第5B会議室
- 3 出席者 ■情報審査会  
・千々和会長 ・岡崎委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員  
■情報審査会事務局(総務部行政推進室)  
・中野行政推進室長 ・廣瀬法制行政担当企画監 ・橋向主幹  
・天池法制主査 ・和田主任補 ・持田係員
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 1名

### 《議事概要》

#### 1 帯広市行政不服審査法施行条例等(素案)について

##### 【事務局】 帯広市行政不服審査法施行条例等(素案)について

- ・行政不服審査については、行政不服審査法の施行を来年4月に控え、更には委員の皆様からも意見をいただきたいことから、帯広市の具体的な対応について説明させていただくもの。
- ・行政不服審査は、国や地方公共団体などの行政処分に対して、住民がその見直しを求めて、不服を申し立てることができる制度である。
- ・昨年度、行政不服審査法が改正されたため、帯広市においても関係する条例等の整備を予定している。
- ・行政不服審査法の改正概要は、大きく2点ある。
- ・1点目は公正性の向上である。不服の審理において、職員のうち処分に関与しない者(審理員)が、公平な立場で審理し、裁決について第三者機関がチェックすることとなる。この審理員と第三者機関の新設が大きく変わる点。
- ・2点目は使いやすさの向上である。現在の制度では、不服申立ての手続きが、審査請求と異議申立ての2種類あり、市民にとって違いが分かりにくいことから、新しい制度では審査請求に一元化される。加えて、申立期間が60日間から3か月に延長されるなど、市民にとって使いやすい制度となる。
- ・行政不服審査法改正により、帯広市として新たに規定する必要があるものについては、帯広市行政不服審査法施行条例で定める予定である。
- ・情報公開や個人情報保護制度に関する不服申立てについては、これまでも情報審査会において、委員の皆様の実施機関から独立した機関として、市民と実施機関両者の主張を公平に調査、審議いただき、客観的で合理的な判断を既に長年にわたって行っていただいている。
- ・一般の行政処分に先んじて、より確立した審査体制により運営されていることから、情報公開や個人情報保護制度に関する不服申立てについては、引き続き情報審査会で担っていただきたく、審理員審理の規定を適用しない扱いとしたいと考えている。

- ・その他、必要な条例改正も行う。
  - ・条例改正のスケジュールとして、11月20日の総務委員会に素案を報告するとともに、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するなどして、3月議会に条例案を提案し、来年度からの条例施行を予定している。
- 【会長】
- ・改正後の行政不服審査法は、審理員を職員のうち処分に関与しない者が担い、裁決案を作成させて、これを第三者機関でチェックするという構造となっている。
  - ・情報審査会は、帯広市の処分に対して、公平な立場で判断していると自負しているところであるが、私は、新しい制度が行政不服審査をこれに近づけるものとなりうると評価している。
  - ・新しい制度は第三者機関を設けて公的なチェックを働かせることとなっている。この第三者機関と情報審査会の関係はどうなるのかということについて、情報審査会は既に先行して設置されていることから、今後も情報審査会を活用していくということである。
  - ・情報審査会の扱う案件について行政不服審査法の規定を除外する根拠は何か。
- 【事務局】
- ・行政不服審査法第9条第1項ただし書きである。これにより、情報公開条例や個人情報保護条例に基づく処分について、帯広市行政不服審査法施行条例に特別な定めがある場合には、審理員審理を適用しないこととなる。
- 【会長】
- ・このように法的根拠が存在し、新たに第三者機関を設けるが、情報審査会については既存の制度を残すということである。
  - ・条例は法に違反できないため、根拠法令を正確に押えておく必要がある。
  - ・第三者機関の具体的なイメージは、どのようなものであるか。
- 【事務局】
- ・運用については、審査会を設置して細部を決めていく必要がある。
  - ・例えば、市税について不服申立があった際に、これまでは課税した部署が再度判断するというものであったが、新しい制度では、審理員が双方からの意見や主張を整理し、審理員決定書を作成し、第三者機関において、審理員決定書をチェックすることとなる。
  - ・情報審査会は、既に双方の意見等を整理するところから担っているが、新たに設ける第三者機関は、双方の意見等の整理は担当せず、審理員が行うこととなる。
- 【会長】
- ・審理員は1名なのか。
- 【事務局】
- ・国の想定では、基本1名である。必要に応じて補助員を設ける。
- 【委員】
- ・審理員1名で、透明性は確保されるのか。たとえ処分に関与しない者であっても、審理員が市の内部の者であったら、透明性確保になるのか疑問である。少なくともダブルチェックしてほしい。
- 【事務局】
- ・国の制度設計においては、審理員は組織のなかにおいても、上司令等の命令等を受けずに単独に独立して業務を行うという位置付けである。
  - ・多くの人に関与するという制度設計もあり得たと考えるが、国はそういった制度設計を採用しなかった。

- ・公正性や透明性を確保するために、第三者機関を設けて、第三者機関を含めてダブルチェックを行うという仕組みである。
- ・これまでは処分部署が不服申立てを受けて再度判断していた。改正後は、処分部署ではない部署の者が、まず公平な立場で審議し、さらに第三者機関でチェックしてもらうということで、大きく前進するもの。
- ・情報審査会においては、審理員の役割と第三者機関の役割を、ともに担っていただいております。改正後の制度よりも更に公平性や透明性の確保がなされているものと考えている。

- 【委員】
- ・審理員には大きな負担がかかると思う。例えば税金の事案について、審査請求がされた際に、審理員が双方の意見等を整理することになるが、処分に関与していない審理員が、適切に整理することができるものなのか。
- 【会長】
- ・たとえば、地方税を扱ったことがない者が、地方税に関する審査請求の整理をすることができるものなのかということだと思う。
  - ・行政手続きというのは、簡易迅速というのが原則であると考えます。
  - ・完全に第三者機関に判断させるのか。それとも、ある程度は行政庁内部で判断するのか。
  - ・簡易迅速を保ったうえで、公平性も保たなければならない。
  - ・審理員というのは、どのような立場で、どの程度のことができるのか。審理員が整理を誤ると手続きがうまくいかなくなるということか。
  - ・行政が扱っている業務は専門性が高く、異なる部署の職員が整理できるものなのかと感じる。何が争点なのかもわからないようでは困る。
- 【事務局】
- ・処分部署の者が審理員を担ってはいけないわけではないが、公平性を確保するためにはなるべく避けたほうがよいというのが、国の考えである。
  - ・実状にあわせて各市町村で判断してよいということにはなっている。
  - ・一方で、ご指摘のとおり全く知識がない者が審理員を担うと、何が争点なのか分からないということになりかねない。
  - ・ただし、市町村が担っている業務というのは参考資料があったり、経験者に話を聞くことができたり、自分で以前に経験していたりといったことがある。
  - ・当然、審理員も勉強しなければならない。
  - ・ただ、審理員に求められているのは、専門分野の知識に加えて、バランス感覚であると考えます。根拠法は何か、処分は根拠法に則っているのかということ判断することになるので、専門でないから対応できないものではない。
  - ・法的素養がある管理職が、基本的に審理員を担うもの。
- 【委員】
- ・実際に運用が始まらないと分からない部分もある。
- 【事務局】
- ・帯広市行政推進室は、情報審査会事務局とともに、固定資産評価審査委員会の事務局も務めている。
  - ・固定資産税は資産税課で課しているが、土地の評価等に不服があるときには固定資産評価審査委員会に申し立てることになる。
  - ・行政推進室職員は、日頃は資産税には関与していないが、文献を参考にするなどして対応している実績があるので、審理員も担っていけると考える。

- 【会長】 ・これから、審理員や第三者機関が、どのように設置されどのように運用されていくのか、関心をもっているところである。  
・国の法は4月施行であるか。
- 【事務局】 ・法律上は、来年6月以前に施行するとは定まっていなかったが、国からの通知等によれば、来年4月施行の予定となっている。
- 【会長】 ・他の自治体も現在準備を進めていることと思う。  
・この情報審査会は、今後も現在の枠組みが変わらないもの。

## 2 その他

### (1) マイナンバー法と個人情報保護条例について

- 【事務局】 ・本件は、6月の情報審査会において、条例改正素案の概要を報告した後、所管の常任委員会への報告やパブリックコメントを経て、9月の定例市議会へ改正案を提案し、原案のとおり可決された。  
・改正後の条文を、今回配付した。  
・改正条例は段階的に施行されるため、全ての改正が施行された時点での条文を示している。  
・前回の情報審査会でも意見をいただいたように、議会の議論においても、「マイナンバー制度の実施に伴う個人情報の取扱い」に関して懸念を示す意見があり、こうした懸念を晴らすために帯広市としての対応を求めるといった内容の付帯決議がされた。  
・市議会や情報審査会での意見を踏まえて、帯広市として全庁をあげて、緊張感をもって取り組みを進めている。  
・今後も、マイナンバー制度に関連した個人情報の取扱いについて、情報審査会の意見を伺う必要が生じた際には、適宜報告させていただく。
- 【会長】 ・マイナンバーの関係で、情報審査会が関与するどのような案件が発生するかという点についての予想はあるか。
- 【事務局】 ・マイナンバーは様々な情報と紐付けされるため、情報管理意識の徹底が必要。  
・個人情報の取扱いについて、市民の関心も高まってくる。そういったなかで、様々な開示請求や不服申立が行われるものと思う。  
・市として適切に対応、運用を行っていく。  
・市民はカードを使うことで自分の情報を確認できる。  
・具体的な想定は難しいが、申立等がされた際には情報審査会に諮問する。
- 【会長】 ・マイナポータルも始まるが、ネットが利用できない方などはどうなるのか。
- 【事務局】 ・情報を入手するのが困難な方については、本庁舎や支所等に利用環境を整備する必要性を感じており、現在検討しているところである。

以上